

那覇市特別養護老人ホーム整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 特別養護老人ホームの整備に対する補助金の交付については、事業の実施に要する経費の一部を予算の範囲内で交付することとし、その交付に関しては、那覇市補助金等交付規則(昭和52年那覇市規則第34号。以下「規則」という。)に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、老人福祉施設の施設整備を促進することにより、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象は、市内の特別養護老人ホーム(入所定員30人以上のものに限る。)について、別表1に規定する整備区分に応じた整備を行う社会福祉法人(以下「補助事業者」という。)とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する別表2に掲げる経費とする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費については、補助金の交付対象としない。

(1) 土地の買収、整地、造園、道路敷設又は外構工事に要する費用

(2) 既存建物の買収に要する費用(既存建物を買収することが建物を新築することと比較して、より効率的であると認められる場合における当該建物の買収費用を除く。)

(3) 職員宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用

(4) 既に実施している事業に要する費用

(5) その他施設整備費として適当とは認められない費用

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次に定める金額のうちいずれか低い額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り

捨てるものとする。

- (1) 別表2の補助基準単価に整備床数を乗じて得た額
 - (2) 別表2の第4欄に定める対象経費の実支出額(ユニット型の特別老人ホームについては、ユニット以外の部分に係るものに限る)に2分の1を乗じた額
 - (3) 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額
- (交付の申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助事業者に対し、その目的を達成するために次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合(一部の中止、又は廃止を含む。)は、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに市長に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に展開する組織の一支部等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (8) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該調書等及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業者は、事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (10) 補助事業者が事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) この要綱に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

2 前項の条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、第7条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、次に掲げる補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 建物の規模・構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)

(2) 建物等の用途

(3) 入所定員

2 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとする場合においては、あらかじめその内容を記載した変更承認申請書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項若しくは第2項の変更承認申請書の提出又は前項の報告があった場合には、必要に応じ補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による変更を承認したときは、様式第5号により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の交付決定前着手)

第11条 補助金の交付申請者が、やむをえない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその内容を記載した事前着手承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により事前着手を承認したときは、事前着手承認書(様式第7号)により補助事業者へ通知するものとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、それぞれ当該各号に定める書類により10日以内に市長に報告しなければならない。

(1) 事業の入札参加業者を決定するとき 入札予定事業者報告書(様式第8号)及び関連書類

(2) 入札により工事の請負業者が決定したとき 入札結果報告書(様式第9号)及び関連書類

(3) 工事の請負業者と契約を締結したとき 契約結果報告書(様式第10号)及び関連書類

(4) 工事に着手したとき 工事着手報告書(様式第11号)及び関連書類

(5) 工事の請負業者が工事の一部について下請負により施行しようとするとき 下請状況報告書(様式第12号)及び関連書類

2 工事の進捗状況については、毎月末現在の状況を工事進捗状況報告書(様式第13号)により翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。)は、事業完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度末日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第14号)に必要な書類を添えて市長に報告しなければならない。

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必

要に応じて現地調査等により履行確認を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第15号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定により確定した額の補助金を補助事業の完了した後に交付するものとする。

(交付決定の取消)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関し、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。

2 前項の規定は、補助金が確定した後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその超える部分について返還を命ずるものとする。

3 補助金の交付後に規則第20条に規定する財産処分を行う場合において、補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月5日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

| 整備区分 | 整備内容 |
|------|--------------------------------|
| 創設 | 新たに施設の整備を行うこと |
| 増床 | 既存施設の定員を増加するための整備を行うこと |
| 改築 | 既存施設の定員を増加させずに改築（一部改築を含む）を行うこと |

別表2（第4条関係）

| 区分 | 補助基準単価 | | 単位 | 対象経費 |
|------------------------|--------|---------|------|---|
| 特別養護老人ホーム | 創設 | 2,845千円 | 整備床数 | 施設整備に必要な工事費又は工事請負費(空調設備整備工事費、浄化槽工事費、昇降機工事費及びスプリンクラー工事等消火設備設置工事費等、施設と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めるものに係る整備を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。) |
| | 増床 | | | |
| | 改築 | 3,414千円 | | |
| 特別養護老人ホーム 併設ショートステイ | 創設 | 2,586千円 | 整備床数 | |
| | 増床 | | | |
| | 改築 | 2,586千円 | | |